明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（五二）　八
○総合特別区域法の一部を改正する法律（五三）　三
○災害対策基本法等の一部を改正する法律（五四）　三
○大規模災害からの復興に関する法律（五五）　三
○不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（五六）　四
○小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（五七）　四
○大気汚染防止法の一部を改正する法律（五八）　五
○食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律（五九）　五
○放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律（六〇）　五
〔政　令〕
○財務省組織令の一部を改正する政令（一八五）　五
○一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令（一八六）　五
○災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（一八七）　五
○東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部を改正する政令（一八八）　五
〔府　令〕
○災害対策基本法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府三九）　五

本号で公布された法令のあらまし

◇一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（法律第五二号）（総務省）

1　五五歳を超える一般職の国家公務員について、その者の勤務成績が標準である場合には昇給を行わないこととした。（第八条関係）

2　この法律は、平成二六年一月一日から施行することとした。

◇総合特別区域法の一部を改正する法律（法律第五三号）（内閣官房）

1　国有財産法の特例措置の追加

内閣総理大臣の認定を受けた国際戦略総合特別区域計画に係る国際戦略総合特別区域内において、当該認定を受けた指定地方公共団体が、普通財産である建物等であってその売却につき買受人がないこと等の要件に該当するものの譲渡を受けて、先端的な研究開発を推進するために必要な施設を整備する事業の用に供しようとする場合には、当該認定を受けた指定地方公共団体に当該建物等を譲与することができるものとすることとした。（第一九条の二関係）

2　海上運送法の特例措置の追加

内閣総理大臣の認定を受けた国際戦略総合特別区域計画に係る国際戦略総合特別区域内において開催される国際会議等に参加する者の運送を主たる目的として行う旅客不定期航路事業については、旅客不定期航路事業者の禁止行為に係る規定は、適用しないものとすることとした。（第一九条の三関係）

3　酒税法の特例措置の追加

特産酒類の製造事業に係る酒税法の特例に関し、果実酒又はリキュールに使用することができる原料の追加を行うこととした。（第四七条関係）

4　税制の特例措置の拡充

国際戦略総合特別区域内において特定国際戦略事業の用に供する施設又は設備の新設又は増設に係る課税の特例に関し、対象に器具及び備品を追加することとした。（第二六条関係）

5　国際戦略総合特別区域計画への構造改革特別区域法に規定する特定事業等の追加等

㈠　指定地方公共団体は、必要と認めるときは、国際戦略総合特別区域計画に、構造改革特別区域法に規定する特定事業、規制の特例措置の内容等を記載することができることとした。（第一四条の二第一項関係）

㈡　内閣総理大臣は、㈠の記載のある計画について認定の申請があった場合において、総合特別区域基本方針等に適合するものであると認めるときは、計画の認定をするものとすることとした。（第一四条の二第二項関係）

㈢　㈡の認定を受けた計画（㈠の記載に係る部分に限る。）については、当該認定を構造改革特別区域法に規定する認定とみなして同法に規定する規制の特例措置を適用するものとすることとした。（第一四条の二第三項関係）

6　地域活性化総合特別区域計画に関し、5と同様の措置を行うこととした。（第三七条の二関係）

7　構造改革特別区域法に同種の定めのある規制の特例措置を削除することとした。（第四六条～第五二条関係）

8　道路運送車両法の特例措置の追加

内閣総理大臣の認定を受けた国際戦略総合特別区域計画に係る国際戦略総合特別区域内において、農業を営む者が使用するものとして当該認定を受けた地方公共団体の長の指定を受けた自家用貨物自動車の使用者が、指定点検整備事業者の交付した点検整備済証を添付して当該自家用貨物自動車の自動車検査証の有効期間の伸長を申請した場合には、一年を限り、当該自動車検査証の有効期間を伸長するものとすることとした。（第二二条の二関係）

9　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。